加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中野地区地区計画（平成30年加西市告示第155号）の区域内（以下「地区計画区域内」という。）において賃貸共同住宅の建築を促進するため、地区計画区域内に賃貸共同住宅を新築した者に対して補助金を交付することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「賃貸共同住宅」とは、賃貸借の契約に基づき他人に貸し出すことを目的とした共同住宅又は長屋住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

(１)　建築する１棟につき、２以上の戸数を有するものであること。

(２)　各戸に玄関、便所、浴室及び台所が設置されているものであること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、新たに地区計画区域内で賃貸共同住宅（令和２年４月１日から令和７年３月31日までに建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に基づく建築の確認を受け、かつ令和８年３月31日までに完成するものに限る。）を建築し、その所有者となる個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(１)　建築する賃貸共同住宅が、専ら個人においては自己又は自己の親族等、法人においてはその法人に所属する者等に限定して入居させるものでないこと。

(２)　市税等を滞納していないこと。

(３)　建築する賃貸共同住宅の入居者と当該賃貸共同住宅が存する関係自治会及び周辺住民との良好な関係の保持に努める者であること。

（補助金の額及び交付期間）

第４条　補助金の額は、当該賃貸共同住宅の建築物（以下「当該建築物」という。）に対して毎年課税される固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）相当額（新築軽減が適用された場合は軽減後の税額）とする。ただし、百円未満は切り捨てることとする。

２　補助金の交付期間は、当該建築物に対して新たに固定資産税等が課税される年から起算して５年間とする。

　（事前申込）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項の検査済証の交付後に、必要書類を添えて加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付事前申込書を提出しなければならない。

２　市長は、事前申込書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び現場検査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付申込受理決定通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、各年度の固定資産税等の税額確定後に必要書類を添えて加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び現場検査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、当該建築物に対して課税される固定資産税等の税額を確認後、申請者に対して加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（決定内容の変更）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付決定内容変更申請書に理由を付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた軽微な変更にあっては、この限りでない。

（決定内容の変更承認）

第８条　市長は、前条の規定により変更の申請があった場合は、その内容について審査し、当該変更を認めたときは、加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付決定内容変更承認通知書を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　交付決定者は、当該年度に交付決定者に対して課税された固定資産税等の全額を納付した後、加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金請求書により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第10条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、当該年度に交付決定者に対して課税された固定資産税等の全額の納付を確認後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害等による場合で特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(１)　虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　補助金の交付の決定を受けた日から起算して５年を経過する日までの間に当該賃貸共同住宅を取壊し若しくは改築し、又は用途を変更したことにより賃貸共同住宅の要件を欠くに至ったとき。

(３)　第３条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。

(４)　前各号に掲げる場合のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）又はこの要綱に違反したとき。

２　市長は、交付決定の取消しを行ったときは、交付決定者に対して加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

３　前２項の規定は、交付決定者が賃貸共同住宅の所有権を他人に譲渡した場合には、新たな所有者に準用する。

（補助金の返還）

第12条　市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市中野地区地区計画区域内賃貸共同住宅建築促進補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和14年３月31日限り、その効力を失う。